

## 和光市総合体育館の管理運営に関する年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と株式会社コナミスポーツ&ライフ（以下「乙」という。）とは、平成 19 年 3 月 30 日に、和光市総合体育館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した「和光市総合体育館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。なお、特に指定のない限り年度協定に用いる用語の定義は基本協定に準ずるものとする。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（平成 19 年度の業務内容）

第 2 条 甲及び乙は、平成 19 年度の本業務の内容は、基本協定第 9 条に定めるとおりであることを確認する。

（平成 19 年度の指定管理料）

第 3 条 甲は、本業務の実施の対価（以下「指定管理料」という。）として、金 86,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項に定めた指定管理料は、別紙 1 「月別支払表」に基づき月ごとに支払うものとする。

3 乙は、対象月末日より 15 日以内に、前項で定めた金額を書面をもって甲に請求するものとし、甲は、当該請求書を受領してから 30 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（利用料還元制度）

第 4 条 乙は、年度終了後、平成 19 年度の利用料金収入及び自主事業収入見込額 金 62,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を超えた額について、その 20%を甲に還元するものとする。

（本業務の実施に係る指定管理者の口座）

第 5 条 乙は、本業務の実施に係る収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

（駐車場管理業務）

第 6 条 乙は、本施設の 1 階駐車場及び駐車場内に設置された料金徴収機器について、適正な管理を行うものとする。

2 乙は、本施設の駐車場について、和光樹林公園内に設置されたものであることを認識し、本施設利用者以外の和光樹林公園利用者の利用を拒まないものとする。

(駐車場利用料金)

第7条 本施設の駐車場利用料金については、条例並びに和光樹林公園駐車場の料金設定を基本とするものとする。

2 駐車場料金の改定にあたっては甲乙協議するものとする。

3 駐車場料金に減免制度を設けるときは、甲乙協議するものとする。

(年度協定の変更)

第8条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、年度協定の規定を変更することができるものとする。

(協議事項)

第9条 年度協定に定めのない事項又は、年度協定について疑義が生じた場合は、甲乙双方協議の上解決するものとする。

年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年4月1日

甲

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市教育委員会

印

乙

東京都品川区東品川四丁目10番1号

株式会社コナミスポーツ&ライフ

代表取締役 大石 利光

印